

## 富士宮市富士山ガイド登録制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、富士宮市域において富士山に関するガイド行為を行う者を、富士宮市富士山ガイド（以下「富士山ガイド」という。）として把握することにより、ガイドの資質の向上と業務の適正な実施を促すとともに、富士山周辺への来訪を促進し、富士宮市の観光振興及び富士山の環境保全に資することを目的とする。

### (活動範囲)

第2条 富士山ガイドの活動範囲は、富士宮市域の富士山登山道、宝永山周遊コース、富士山自然休養林遊歩道とする。

### (登録要件)

第3条 富士山ガイドとして登録する者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 前条に規定する活動範囲で登山、ハイキング等を行う者に付き添い、案内又は解説をするもの
- (2) 富士山の自然環境や気象条件について熟知し、荒天時での途中下山、ツアー開始前の中止等の安全を優先した判断ができるもの
- (3) 山小屋、山岳救助隊、山岳パトロール等と連携を図り、情報共有、救護対応等の相互協力が可能なもの
- (4) 富士山富士宮口登山道の通行禁止期間に当該区間を通行するツアーを催行しない、又は同行しておらず、第三者の通行を助長する行動をとらないもの
- (5) 静岡県が定める静岡県富士山登山ガイド心得の内容に同意するもの
- (6) 静岡県及び市が推奨する富士山におけるルール及びマナーを遵守し、他の規範となるもの
- (7) 市が主催する富士山ガイド向け情報交換会等に参加できるもの

### (推奨要件)

第4条 富士山ガイドが取得することが推奨される要件は次に掲げるものとする。

- (1) 民間認定機関から発行された山岳ガイド資格を有し、又は同等の技術を有していること。
- (2) 救急救命講習の受講歴及び応急手当の資格を有し、又は同等の知識があること。
- (3) 登録ガイドの活動中の過失責任による事故に対する補償がされる賠償責任保険に加入していること。

(登録申請)

第5条 富士山ガイドの登録を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、富士宮市富士山ガイド登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(登録等)

第6条 市長は、申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、富士宮市富士山ガイド登録証(第2号様式。以下「登録証」という。)を交付する。

2 市長は、登録証を交付された富士山ガイドを富士宮市富士山ガイド登録台帳(第3号様式)に掲載する。

3 前項の規定により登録された情報は、静岡県、富士宮市観光協会及び富士山表富士宮口登山組合と共有するものとする。

(有効期限及び更新)

第7条 富士山ガイドの登録の有効期限は、登録をした日から1年間とする。

2 登録証の更新を希望する富士山ガイドは、前項に規定する有効期限が満了する1か月前までに富士宮市富士山ガイド登録更新申請書(第4号様式。以下「更新申請書」という。)を市長に提出しなくてはならない。

3 市長は、更新申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、登録証を交付する。この場合において、当該登録証の有効期限は更新の日から1年間とする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、富士山ガイドが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 富士山ガイドが提出する申請書に虚偽の内容があったとき。
- (2) 富士山ガイドから登録辞退の申出があったとき。
- (3) 富士山ガイドが第3条の要件を満たさないと判断したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、富士山ガイドとして不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、産業振興部長決裁の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

富士宮市富士山ガイド登録申請書

年 月 日

富士宮市長 様

申請者 住所  
氏名 / 団体名  
電話  
E-mail

富士宮市富士山ガイド登録制度実施要領第6条第2項の規定に基づき、富士山ガイドとして登録したいので、下記のとおり申請します。

連番	登 録 者 情 報				車 両 情 報						通 行 計 画		
	住 所	氏 名	電 話 番 号	職 業	運 輸 支 局	車 種 番 号	かな	数 字 上 2 桁	数 字 下 2 桁	車 種 名	通行予定日 期 間	昨 年 度 通行 実績	通 業 行 務 理 内 由 容
例 :	静岡県富士宮市 弓沢町 150	富士山 太郎	000-0000-0000	自営業	富士山	580	あ	12	34	普通 シェンタ	7/10~7/20	10回	富士山ガイド業務のため
1													
2													
3													
4													
5													

※車両情報・通行計画は、7月10日から9月10日までに実施される富士山スカイラインマイカー規制における通行確認証の発行を希望する場合のみ記入してください。

富士宮市富士山ガイド登録証

登録番号 20260401-1

所属団体名 氏 名

有効期限 2027年4月1日

上記のものを富士宮市富士山ガイドとして登録する。

富士宮市長 須藤 秀忠 印

（産業振興部・観光課）

※番号の付番方法は、「登録された年月日－番号」とする。



様式第4号 (第7条関係)

富士宮市富士山ガイド登録更新申請書

年 月 日

富士宮市長 様

申請者 住所  
氏名 / 団体名  
電話  
E-mail

富士宮市富士山ガイド登録要領第4条の規定に基づき、富士宮市富士山ガイドの登録をしたいので、下記のとおり申請します。

連番	ガイド登録者情報				車両情報						通行計画		
	住所	氏名	電話番号	職業	運輸支局	車種番号	かな	数字上2桁	数字下2桁	車種名	通行予定日 期 間	昨年度 通行実績	通行理由 内 容
例:	静岡県富士宮市 弓沢町150	富士山 太郎	000-0000-0000	自営業	富士山	580	あ	12	34	普通 シエンタ	7/10~7/20	10回	富士山ガイド業務のため
1													
2													
3													
4													
5													

※車両情報・通行計画は、7月10日から9月10日までに実施される富士山スカイラインマイカー規制における通行確認証の発行を希望する場合のみ記入してください。